

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議

昨年3月11日、マグニチュード9.0という世界最大級の東日本大震災が発生し、東北地方を始め、東日本の広範囲にわたる地域が、地震とそれに続く津波により、我が国でかつてないほどの大きな被害を受けた。

これまでも全国各地の多くの人々が、被災地の復旧と復興に向けて取り組んでおり、本市でも宮城県女川町を中心に、保健師を派遣するなど、様々な形で復旧と復興に向けた支援を進めてきた。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが、膨大ながれきの処理である。岩手、宮城、福島3県では、約2,253万トンのがれきが発生し、1年経過した現在でも6%程度しか処理ができていない状況である。政府は処理が進まないがれきのうち、県内処理を国が決めている福島県を除く、岩手県の約11年分にあたる約476万トン、宮城県の約19年分にあたる約1,569万トンのうち401万トンについて広域処理をすることとし、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、受入れが進んでいないのが実情である。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の協力によるがれきの1日も早い処理が求められている。

がれきは、全国の自治体の協力と地元住民の合意と協力がなければ、この先十数年そのままの状態となる。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本市議会は、本市に対し、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えること、また岩手県・宮城県のがれきについて情報を開示し、市民への説明責任を履行すること。国に対しては、広域処理の法律を作らせること、残留放射性物質除去の確約をさせることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて処理能力の範囲内で受入れを表明することを要請する。

以上、決議する。

平成24年3月27日

始 良 市 議 会